

第5条 学士の学位授与の時期は、3月とする。

第3章 修士

(修士の学位)

第6条 本学大学院の博士前期課程を経た者には、本大学大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

(修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)

第7条 修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士の学位論文等」という。）は、学位申請書を添え、指導教授（研究科の定めるところにより、准教授が指導教員である場合を含む。以下同じ。）を経て当該研究科委員長に提出する。

2 修士の学位論文等の提出は在学中でなければならない。

(修士の学位論文等)

第8条 修士の学位論文等は主論文一篇とする。ただし、参考論文を添付することができる。

2 修士の学位論文等に使用する言語は各研究科委員会において定める。

(審査委員)

第9条 修士の学位論文等の審査委員は、次の各号に定める者とする。

一 指導教授

二 修士の学位論文の審査においては、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授2名以上。ただし、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができます。

三 特定の課題についての研究の成果の審査においては、当該研究の成果の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授1名以上。ただし、2名以上とした場合、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができます。

2 修士の学位論文等の審査において、指導教授が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が指導教授である場合において、審査のため必要があると認めたときは、指導教授以外の教授を主査とすることができます。

3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めたときは、第1項に掲げる者以外の本学大学院教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査及び試験)

第10条 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を行う。

2 修士の学位論文等の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。

一 研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性

二 課題を追求する上での方法論の適切性

三 研究方法及び調査方法の妥当性

四 結論の妥当性

五 研究の独創性と研究分野への貢献

3 試験は修士の学位論文等を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。ただし、学位論文等の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験を省くこ

とができる。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を終えたときは、学位論文等とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速かに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科の議決)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、修士の学位を授与するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その委員長は修士の学位論文等の審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

2 試験を行わないで、修士の学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨を添えることを要しない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位記を授与し、修士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 修士の学位授与の時期は、3月及び10月の年2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができる。

第4章 課程博士

(課程博士の学位)

第15条 本学大学院の博士後期課程を経た者には、本大学大学院学則の定めるところにより、博士の学位を授与する（以下「課程博士」という。）。

(課程博士の学位論文の提出)

第16条 課程博士の学位論文は、学位申請書・主論文の内容の要旨・論文目録・履歴書を添え、指導教授を経て当該研究科委員長に提出する。

2 課程博士の学位論文の提出は在学中でなければならない。ただし、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者は、退学後3年以内においては、再入学しないで課程博士の学位を申請することができる。

3 前項の場合、論文審査料を免除する。

(課程博士の学位論文)

第17条 第8条の規定は、課程博士の学位論文に準用する。

(審査委員)

第18条 第9条の規定は、課程博士の学位論文の審査委員に準用する。

(審査及び試験)

第19条 第10条の規定は、課程博士の学位論文の審査及び試験に準用する。

2 第10条第2項を準用するにあたっては、研究の独創性の高さと研究分野への貢献の度合いを重視するものとする。